

仕様書

1. 件名

北区 DX 推進アドバイザー業務委託

2. 目的

北区では、複雑化・多様化する制度や区民ニーズへの対応はもちろん、新型コロナウイルス感染症に代表される、未曾有の状況下においても安定的で質の高い行政運営を持続させていくため、データやデジタル技術等を用いて業務を最適化するデジタル・トランスフォーメーション（以下、「DX」という。）を進めていくことが求められている。

一方、業務そのものの仕組みを分析し、DX を取り入れた形で再構築していく過程においては、職員の知識や経験のみで行うことが困難であるうえ、より先見的で戦略的な思考が求められている。これらの背景を踏まえ、当区における DX をこれまで以上に着実かつスピード感をもって推進するため、専門的知見や独自のノウハウを持つ民間事業者の助言や支援を受けることで区民の利便性向上や職員の働き方改革を実現するための業務委託をすることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 29 日（金）まで

4. 履行場所

しごと連携担当課指定場所

5. 業務内容

デジタル技術に関する知見やこれまでの経験に基づき、デジタルツールを活用し、区民の利便性向上・業務効率化の各種取組みの推進に関する戦略立案及び課題解決策に向けた助言、DX に係る各種プロジェクト管理等の支援を行う。

主な業務は以下のとおり。

- (1) 区民サービスの向上に向けたデジタルツール活用等への助言
- (2) デジタルツール活用等による業務改善への助言
- (3) 地域課題の解決（地域、事業者等の ICT 環境整備支援など）に向けた助言
- (4) DX 人材（区職員）の育成支援
- (5) その他本区が必要とする取組み

6. 業務実績

業務履行上必要な経歴等（DX 推進アドバイザーは以下（１）（２）（３）全てを含むこと。）

- （１） デジタルに関する専門的知識・技術を有し、企業及び自治体等に対し支援等の実績がある者。
- （２） IT 企業等でデジタル関連業務の管理職として 5 年以上在籍した者。
- （３） 自治体（特別区又は人口 20 万人以上の市）のデジタル関連支援事業の責任者として 1 年以上の実務実績のある者。

7. 業務の実施

業務実施にあたっては下記の内容に基づき遂行すること。監督者とは、本委託を監督する区の職員のことをいう。なお、本委託を以て翌年度以降の契約を担保するものではない。

- （１） 受注者は業務の遂行にあたり、委託目的を十分理解した上で、適切な人員を配置し、必要な諸条件を満足させるよう、専門的な技術を十分発揮するとともに、正確丁寧に実施しなければならない。
- （２） 受注者は、業務遂行にあたり、担当するチーム編成をして作業を進めること。
- （３） 受注者は、業務を適正かつ円滑に実施するために、監督員と常に緊密な連絡を取り、業務の方針及び進捗状況を確認し、月に 1 回以上は報告を行い、打ち合わせ記録を提出すること。
- （４） 区の各所属及び職員に協力を求める調査及び資料作成については、監督員と事前に協議すること。
- （５） 調査及び資料作成に伴い、受注者が区の有する資料・情報などを必要とするときは、事前に監督員に申し出ること。
- （６） 受注者は、業務が完了したときは、速やかに委託完了届を提出し、成果品の納入を行うとともに、履行期限までに貸与品の返却を行うこと。本委託は成果品の納入後、区の検査に合格したことをもって完了とする。なお、受注者は、履行期限以前においても、監督員の指示があった場合には、成果品を作成する過程で得た基礎資料及びデータを提出すること。
- （７） 委託料の支払いについては、委託業務の完了を確認した後、請求書の提出を受け、一括して支払いをする。
- （８） 成果品の納入後において、受注者の責に帰すべき理由により、内容に誤りや不備が発見された場合は、受注者の責任及び費用負担のもと、直ちに訂正すること。

8. 業務形態・スケジュール

- (1) 本業務の遂行にあたっては、1週間に1日（7時間）合計20回を標準とする。
- (2) オンラインによる業務遂行に加え、必要に応じて来庁し、対面での各種打合せや企画・推進に係る協議を行う。

9. 守秘義務

- (1) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本業務が終了した後も同様とする。
- (2) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を受注者の役員または従業員であっても、本業務を履行するために知る必要のある者以外の者に漏えい又は開示してはならない。

10. 成果物の帰属

本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、北区に帰属するものとする。また、受注者は、著作者人格権を行使できないものとする。

11. 貸与品等

本業務を実施する上で必要な貸与品については、受託者と協議の上決定する。

12. 法令等の遵守

- (1) 本業務の履行に際し、受注者は関係する法規など委託業務の実施に関する諸法令（労働基準関係法令等）を遵守し、業務の円滑な進捗を図ること。
- (2) 従業員等に対する諸法規の適用は、受注者の責任と負担において行うこと。

13. 個人情報の取扱い

受注者は、本契約の履行にあたり、個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項を遵守すること。

14. その他

この業務仕様書に明示されていない事項については、適宜本区と協議すること。